

調剤及び試験検査に必要な設備及び器具

種 別	店 舗 の 名 称
薬 局 薬局医薬品製造業	

No.	品 目	数 量	No.	品 目	数 量
○ 1	液量器		○16	ふるい器	
○ 2	温度計 (100 度)		△17	ブンゼンバーナー又はアルコールランプ	
△ 3	顕微鏡, ルーペ又は粉末X線回折装置		○18	へら (金属製のもの及び角製又はこれに類するもの)	
▲ 4	試験検査台		△19	崩壊度試験器	
○ 5	水浴		○20	メスピペット	
○ 6	調剤台		○21	メスフラスコ又はメスシリンダー	
△ 7	デシケータ		○22	薬匙 (金属製のもの及び角製又はこれらに類するもの)	
○ 8	軟こう板		△23	融点測定器	
○ 9	乳鉢 (散剤用のもの) 及び乳棒		○24	ロート	
△10	はかり (感量 1mg のもの)		○25	調剤に必要な書籍 (調剤技術及び添付文書等に関するもの)	
○11	はかり (感量 10mg のもの及び感量 100mg のもの)		△26	試験検査に必要な書籍	
△12	薄層クロマトグラフ装置				
○13	ビーカー				
△14	比重計又は振動式密度計				
△15	pH計				

○については、薬局開設者が調剤に必要な設備及び器具 (ただし、No. 26 以外は代替品も可)

△については、薬局医薬品製造業者が試験検査に必要な設備及び器具

▲については、薬局医薬品製造業者が調剤台を試験検査台として用いる場合であって、試験検査及び調剤の双方に支障がないと認められるときは省略できる。

△にアンダーラインのついているものは、薬局医薬品製造業者が厚生大臣の指定した試験検査機関を利用して自己の責任において試験検査を行う場合であって、支障がなく、かつ、やむを得ないと認められるときは省略できる。